

熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成19年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第2項」を「第3項第1号」に、「職務」を「職務に」に改め、同条第2項中「第2項ただし書」を「第3項第1号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第20条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職務に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務局長 4,000円
- (2) 事務局次長及び審議員 3,000円
- (3) 課長 2,000円

第37条第1項第1号中「100分の83.5」を「100分の93」に、「100分の135」を「100分の150」に改め、同項第2号中「100分の74」を「100分の82.5」に、「100分の83.5」を「100分の93」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の64.5」を「100分の72」に改める。

第38条第1項各号中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

別表第1の表中

「

行政職給料表	職務の級が7級の職員	100分の15
	職務の級が5級及び6級の職員	100分の10
	職務の級が4級の職員	100分の5

」

を

「

行政職給料表	職務の級が6級及び7級の職員	100分の15
	職務の級が4級及び5級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。